

群馬県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業 倫理及び守秘義務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県社会福祉士会（以下「本会」という。）福祉サービス第三者評価事業運営規則第7条第3項、第4項及び第12条に基づき、福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）における倫理及び守秘義務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(守秘義務)

第2条 本会の評価事業に関わる全ての者は、評価事業を実施する上で知り得た評価対象福祉施設・事業所並びに利用者等に関する情報を第三者に漏洩してはならない。秘密の保持は、事業に携わった後も同様とする。ただし、調査の際に虐待等（利用者の人権、生命、身体等に対する重大な侵害等）の事実を確認したとき又は、明らかな法令違反等が認められたときには、監督行政機関等に情報を提供できるものとする。

(情報管理義務)

第3条 評価事業の実施に際して収集される情報は、評価実施に必要な範囲内のものにとどめ、評価以外の目的で使用してはならない。

2 前項で収集された情報は事務局にて保管し、原則、持ち出し禁止とする。ただし、情報を持ち出すことが必要な場合は、会長の許可を得た上で十分な注意を払い、行うものとする。

(倫理)

第4条 評価事業の実施に際し、「社会福祉士の倫理綱領」を遵守するものとし、サービス利用者やその家族の人権を十分に尊重するものとする。

(調査の強要の禁止)

第5条 評価事業の実施に伴う調査において、事業所等並びに事業所職員、サービス利用者やその家族に対し、調査協力の強要をしてはならない。

(公平・公正)

第6条 評価事業の実施において、公平・公正でなければならない。

2 評価調査員は、対象福祉施設・事業所と利害関係のない者の中から、本会会長が委嘱するものとする。

(誓約書)

第7条 第2条から第6条に関して評価調査者から別に定める誓約書を徴する。なお、第6条第2項の「利害関係を持たない者」を誓約書により判定する。

(その他)

第8条 その他、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

誓 約 書

一般社団法人群馬県社会福祉士会
会 長 ● ● ● ● 宛

私は、一般社団法人群馬県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業調査評価調査者として活動するにあたり、下記事項を遵守することをここに誓約いたします。

記

1. 一般社団法人群馬県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業の実施において、規程等を遵守し、公平・公正な立場で業務を遂行いたします。
2. 評価対象である_____と利害関係はありません。
(↑施設名を記入)
3. この事業に関すること及び貴会に関する一切の機密の持ち出し、漏洩、業務外の使用は、登録期間中及び辞任後もいたしません。
4. 評価調査者として、一般社団法人群馬県社会福祉士会の品位を傷つけるなど会全体の信用失墜となる行為はいたしません。

以上

年 月 日

住所 _____

氏名 _____